

第10回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日時：令和4年6月8日（水）13：03～14：22

場所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員10名

資料：第10回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書
資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例及び逐条解説の検討
項目について

委員：ただいまから第10回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。今回は、政治倫理に関する条例の一部改正素案及び逐条解説素案の検討課題の項目について、各会派の検討結果をもとに協議いただいた。本日は、前回議論された方向性や新たな課題を踏まえて、各会派で検討いただいたので、その経過及び結果をもとに議論を進める。それでは、協議に入る。条例の一部改正素案及び逐条解説素案の検討課題に対する、前回会議の方向性や意見について、各会派の検討結果、あるいは経過について意見を集約し、資料1に整理をさせていただいた。本日の協議の進め方だが、それぞれの会派からの意見を順次報告いただくこととし、条文ごとに進めていく。なお、本日は、各会派からの報告の後、可能であれば、これは条文にもよると思うが、合意を探るところまで協議を進め、改めて各会派に持ち帰って、意見集約に向けての検討をお願いしたいと考えているので、よろしく願います。それでは、まず資料1に沿って、一つ目の項目、第2条〈責務〉の第2項、本文への加筆等について、意見をいただきたい。

委員：当会派は、この1点目の「その言動が県民及び県政に与える影響」という形に修正することで賛成。

委員：このシートのほうには、どちらでも良いと書かせていただいたが、先ほどの会派総会で改めて諮り、他会派の皆さんがそれで良いということであれば、我が会派もそれで良いだろうということになった。以上。

委員：当会派も修正の方向でお願いしたいと思う。

委員：私どもも修正のほうでお願いしたいと思う。

委員：修正の方向で願います。

委員：修正で願います。

委員：1の項については、全ての会派で修正の方向でということで、意見が統一されたと思うので、「その言動が県民及び県政に与える影響」ということで、文言を修正させていただきたいと思う。よろしいか。

全員：異議なし。

委員：ではそのようにする。2点目。第3条、政治倫理規準の第3号について。意見については、逐条解説を削除するという部分と、本文の書きぶりを少し変更して、その権限を濫用し、又は地位を不当に利用してというふうにしたらどうかという案で出させていただいた。それぞれ回答いただきたいと思う。

委員：本文のほうの変更に賛成。そして逐条解説の削除に賛成。

委員：前回、削除の方向で申し上げたが、会派総会に諮った結果、この「濫用し」や「不当に」と、しっかり付け加えていただくのであれば、残しても良いのではないかという意見。逐条解説は、前回と同じで削除するという方向。

委員：まず本文については、他会派の皆さんがその方向でというのであれば、当会派として特段異議はない。逐条解説については削除の方向で願いたいと思う。

委員：本文についても逐条解説の削除についても賛成。

委員：本文についてこのように、そしてまた逐条解説については削除ということで。

委員：本文はこのように賛成で、逐条解説の削除にも賛成。

委員：それでは、全ての会派から検討結果を報告いただいたが、まず逐条解説については削除。よろしいか。そして本文については、「その権限を濫用し又は地位を不当に利用して」のように、修正をさせていただきたいと思う。よろしいか。

全員：異議なし。

委員：ではそのようにさせていただく。次に、三つ目の項目。第3条、政治倫理規準の第7号について。「影響力を利用して」というところを変更する方が良いのではないかという意見をいただいております、「影響を及ぼすことにより」ということについて、いかがかという問いだった

委員：「影響を及ぼすことにより」というふうに文言を修正するA案に賛成。

- 委員：原案どおりのB案に賛成。
- 委員：両会派、それぞれ理由等が特にあれば、付け加えていただきたいがないか。
- 委員：ここにも書いていただいているが、あくまで、私たちが求めるものは不当な行為をしてはならないということなので、その不当な行為をしてはならないということについてかかる言葉ということであれば、もともと検討課題として挙がっていたように、故意に行った場合に限定されるような意味合いというのはできれば避けるべきではないかなと思うので、A案のほうに賛成。
- 委員：あまり意味が広くなりすぎるのは良くないだろうという理由。あまり本人の意図しないようなところまでかかるのは良くないだろうと。以上。
- 委員：次の会派、お願いします。
- 委員：私どもは基本的にはA案でお願いしたいと思う。理由としては、正直なところ、A案B案どちらでもという程度だが、より幅広いという意味で、A案でお願いしたいと思う。
- 委員：今、委員が言っていたこととほとんど一緒に、A案B案どちらでもと思うが、「影響を及ぼすことにより」ということで、故意のみならず、やはり我々はしっかりと言動等に気をつけないといけないので、我々のそういった行為によって、結果としてそういうこともやはり防止していく必要もあるという意味においてはより幅広に。しかし、ここに書いていただいているように、不当な行為をしてはならないというところにかかる言葉であり、幅広くというのもある一定限られてくると思うので、このA案のほうが良いと思う。
- 委員：B案でお願いします。今、3条の3号のところの書きぶりとして、「利用」という言葉になっている。同じように「利用」という形で良いと思う。加えて、不当な行為をしてはならないことというふうにかかっているので、それで良いのではないかというふうに逆に思っている。
- 委員：A案でお願いしたいと思う。以上。
- 委員：特に理由はないか。
- 委員：今、皆さんがおっしゃったとおりだが、不当な行為はしてはならないというところにかかっているということや、その結果というものが大事だということの影響を及ぼすことによりということをお願いしたい。

委員：今、各会派から検討結果を報告いただいたが、それぞれの理由があって報告いただいたわけだが、それぞれへの質問なり意見があれば、ぜひお出しただいておきたいと思うが、いかがか。

委員：A案の部分は先ほども言ったが、「影響を及ぼすことにより」という部分のほうで、故意にしたということと、あるいは故意ではなかったという部分でも入ってくると思う。あくまで何か発言したことにより、とか、行動したことによりとかいった時に、それが本来故意ではなくても、相手方に対して、誰かに県民に対してもそうだが、不快な思いをさせるとか、あるいは人権に絡むようなことになってしまう可能性があると思う。だから、影響力を利用してというと、やはり目的として、何か持っているものがあって発言したというようなことに限られてくる可能性があると思うので、より幅広く解釈できるほうが良いのではないかと思っている。

委員：意図ではなく結果責任であるという考えか。他に意見はないか。どちらが正しくてどちらが間違っているというものではないというふうに思うので、会派に戻り、こういう意見であったということを報告いただく際に、このことは確認をしておきたい、ここについてはどう考えるのかというようなことがあれば、ぜひお聞きいただきたいと思う。

委員：影響力という言葉が、とても難しいとずっと思っていて、さっき結果責任と、その結果が何ということの結果責任は、確かにそれはそうだと思うが、存在すること自体が、影響力がないかと言われれば、ないことはないと思っている。そして、それがどのように曲解されるか、これは行政の方やその仕事をされる方が対象になるが、そのところを考え出してしまうと、ただその影響力を利用してであったとしてもそれが結果として問題があるということについては、「利用して」で入ってくるわけなので、両方とも結果責任は結果責任だが、その場所に例えば同席するとか、例えば、誰々議員に相談しているということが、影響力を及ぼすという、その解釈を、すごく今まだ迷っている。絶対に影響力はあると思う、良いも悪いも。だから悪いことを駄目だと言っているのだと思うが、そのところで私はあえて、だからAでもBでも同じではないかと言われて、いや同じではないからここで今論議になっているので、まずは他の全体的な文章を変えるかどうかというのはあるが、3号には「利用」という言葉になっているので、とい

うふうに、私の中で今のところ結論付けている。

委員：いろいろな考え方があるが、一個人の議員としては、B案のほうが、故意にやっていることを対象にしてもらおうということなので、ありがたいと思うが、やはりこの3条の3号と違うのは、これにかかってくるのは、公正な職務の執行を妨げてはいけないということ。3号は、特定の人利益をとるところだと思う。それは、また3号と言葉は一緒だが、若干ニュアンスが違うのかな。普通の職務を執行してもらおう、通常してもらっているが、公正にやってもらべき職務を妨げるというのは不当ということなのだと思う。それを、やはり我々の影響力を、ある一定我々もいただいているが、故意だけではなく、公正な職務を妨げてしまうというのは、故意であろうが、ある一定の過失であろうが、過失もどこまでかというのは、また議員が本当に知らなかったのかどうかを説明する場所は別であると思うが、やはり考え方として、かかる言葉が、この場合は、公正な職務の執行を妨げるというようなことなので、故意、また、やはり影響が及ぶという過失のところも我々は気をつけていけない場所なのだろうと。この7号のほうは、そういったことで、可能であればA案のほうでと思う。以上。

委員：それでは、この3条についてはAでなければならない、あるいはBでなければならないというふうにお考えか、そうではないかという柔軟な考え方も含めて、持ち帰っていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。それぞれ選んでいただき、A、Bというふうにお答えいただいたが、そうでなければならないか、いや、いろいろな考え方があり、どちらかというところだがどちらでも良いというふうに柔軟に考えるのか、その辺をお聞かせいただければ良いかと、この項目においては考えるので、よろしくお願ひしたい。では次に進む。四つ目と五つ目の項目になるが、第6条、審査会の運営について。ここは、A、B、Cと三つの案を示させていただいた。勧告の内容について、過半数と3分の2以上を分けるということはどういうふうに考えるかということ、あるいは改正原案どおり、全ての勧告を。現行条例は、勧告が2種類しか列挙されていない。この両方ともが3分の2になっている。しかし、新しい勧告の中身を入れようとしているので、その辺りでいかがかということだが、B案については全て3分の2以上。

C案については、地方自治法のいろいろな手続きに則ると、過半数以上ということが読み取れる項目があるので、そこの整合性を考えながら、過半数で良いのではないかという意見、これがC案だと思っている。それぞれ、会派でどんな意見があったか等も含めて報告いただけるとありがたい。

委員：前回も話させていただいたが、恣意的な運用なり行動がとられないようにするためには、やはり3分の2以上という部分は必要なのではないかという意見があり、その中でも、内容によってということも考慮すべきだということだったので、A案のほうに、過半数と3分の2以上を分けるという形でさせていただいた。以上。

委員：前回申し上げたところと何も変わっていない。3分の2ということなのだけれども、過半数と3分の2の間のときの落としどころとして、全員協議会での陳謝というものは過半数にするというA案。以上。

委員：基本的には、一会派で方向性を決められない形にしておくために3分の2で規定をしておくことは重要だと思っている。ただその一方で地方自治法との整合性という点では、会派内でも若干疑問を持っているところはある、A案の過半数の部分を加えても良いのかなということは考えるが、ただ、その際に重要なのは、恣意的に運用をされないということが一番重要であり、規程でなかなか整合性が取れないということであれば、それを補うような、この会議での議論をきちんと後にも伝わっていくような、今いる方々はその雰囲気を感じていただけたらと思うが、後に文章だけ読んでみると、ニュアンスというのはなかなか伝わりにくくなるので、その辺りの配慮が必要かと思う。

委員：私どももA案ということで、今までの様々な議論の中でA案と思っていたが、前回このC案というのが出てきて、ただ、ここに書かせていただいたが、会派としてA案を支持させてもらいたいと思うが、C案、地方自治法との関係が、この県の政治倫理に関する条例とどう関係性があるのか、地方自治法上にならっていないといけないのかどうかも含めて、その辺りが少しわからなかったもので、今日、意見を聞いてから判断をさせてもらいたいと思うが、基本的にはA案を支持したいと思う。

事務局：地方自治法との関係性だが、この回答でよろしいかどうかというところはあるが、地方自治法には表決の規定があり、第116条に、この法

律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによると。可否同数以外のときは、前項の場合において、議長は、議員として議決に加わる権利を有しないという規定があるが、これは基本的に本会議を規定しているものである。別途、例えば委員会においては、三重県議会の委員会条例があり、委員会条例の第 15 条に表決の規定があり、第 15 条は、委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによると。前項の場合、委員長は、委員として議決に加わることはできないと。本会議以外については、条例でこのように決めていただければ、過半数に限らず決定できると考える。

委員：要は、ここのところは委員会の条例や、本会議の条例というのと、多数決で決めるということと、今話題になっているのは勧告の内容、全協での陳謝は過半数で、その他のさらに重いものは3分の2でという、このA案ということ。この辺りの勧告、懲罰というか、勧告を受ける人の、どの程度の、陳謝、また役職辞任など四つくらいあったと思うが、それと委員会運営の過半数などというのはまた少し違うことはないのか。委員会の中で、委員が不当なことをしたときに、その委員を除名するかどうかというのを決めるのも過半数ということなのか。先ほどの、例えば委員会条例では。

事務局：今、指摘いただいた懲罰や除名など、そういったことになると地方自治法に基づく規定があるが、強制力のある規定になり、議会の本会議や委員会の場合において地方自治法違反があった場合、それから会議規則の違反があった場合、そして委員会条例の違反があった場合に、強制力のある懲罰ということができるわけだが、例えば、公開の議場における戒告、それから公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、そして除名ということで四つ懲罰の種類がある。この場合、最初から三つは過半数だが、除名、議員の資格を失うというような、除名の懲罰の指示を出そうとするときは、3分の2以上の方が出席されて、4分の3以上の方の同意がなければならぬと、そこは特別多数議決という法律上の特別な規定によって多数の議決が必要になると、そういった形になっている。

委員：なので、このC案、前回委員が出していただいたかと思うが、これと

この県の政治倫理の条例との整合性は良いのかどうかというところがあまりわからなかったので、またこの後、委員の意見も勉強させていただいて考えたいと思う。

委員：過半数で議決する場合と、それから3分の2で決する場合と内容によって分けるという形でしたいと思う。今、全員協議会における陳謝の勧告というのが一つのポジションであるが、基本的には全員協議会における陳謝の勧告というのは、こういった事態に入る以前の問題で、自発的なものではないかと思われ、その自発的なことを、ここに至るまでの間に、議長なり会派なりで促されることが、これとは別に、事前の段階で促されることがあるのが良いと思うが、ここに書かれているということは、それに則っていなかったというか、そういう経路をたどってなかったということなので、それについては、過半数という考え方は大事かなと思っている。あと3分の2ということについては内容に鑑みて3分の2、将来に対してもきちんと責任を持たないといけないという話があったが、今現在の三重県議会の会派構成等を考えたときに、これは必要かと思っている。

委員：一応C案ということでお願いしたいと思っているが、これまでも申し上げてきたが、その過半数という議員数をなぜ確保できるかということだが、それは県民の選択した結果であって、3分の1の少数の意見で、3分の2に少し届かない多数の意見、つまり県民の縮図としての多数意見というものを取り扱わないということがあって良いのかというのが一つ疑問に思う。二つ目、今、事務局から説明があったが、例えば強制力のある懲罰の中の出席停止が過半数で決められるにも関わらず、あくまで自発的な対応を求める勧告というものが3分の2である必要は、非常にその均衡を考えると疑問に思う。いろいろ心配がある中で、一つの会派が恣意的に物事を決めてしまっただけとはいけないというのは、それはそのとおりだが、一つ大事なものは、議会が場合によっては恣意的な判断をするということはあるのかもしれないが、その責任を負うのもその判断をした議会側で、一応議会で決めたことは司法が立ち入らないというような流れが今まであったようだが、議会の中の例えば出席停止、懲罰に対してだが、司法の判断として議会が決めたことは間違っていたのではないかというような司法判断もあるなど、それなりに恣意的と言われても、決めた側の責任というものもそれ以降

も問われるということが担保されているのであれば、3分の2にこだわる必要もないのかなと思う。それから、5番に説示ということも検討とあるが、この中に、嚴重注意というようなものも、説示に当たるのだらうと思うが、あっても良いのではないかと思う。以上。

委員：それぞれ会派から意見を出していただいたが、質問や意見があればお出しいただきたいと思う。きっとこの項目が一番議論の必要なところかと思うので、お出しただければと思うがいかがか。

委員：教えていただいて良いか。審査会委員の過半数や3分の2でどういう勧告にするかというのを審査会で決めて、それを代表者会議に報告するのか、答申するのだったか。

委員：議長に戻す。

委員：議長はどういう場で、審査会から出てきたものはもうそのまま決定か。

委員：議長において判断されるということになる。

委員：その勧告どおりにするかどうかは議長が判断されるということか。

委員：そのとおり。あくまでも政治倫理についてどうかということであって、例えば地方自治法等の中に明確にある、何かに違反をすとか、そういう確たるものがこの中であるわけではない。なので、そのことについてどういう勧告を出すかという判断基準なので、個人的な意見を申し上げるが、地方自治法と全く同列に論じることが適切かどうかということも考えていただきたいと思う。あくまでも倫理。倫理というのは基本的に法律に則らない、いろいろな判断基準だと思うので、その辺りでの勧告を出す際の適切な人数はどうかということを考えていただくのだらうと思っている。そして、もう一つ判断基準にぜひしていただけたらと思うのが、前回、この条例ができ上がった時に、その時の方はこの中にいらっしやらないわけだが、三重県議会としてはそれをずっと持ってきたわけで、それが現状3分の2になっているので、そうでなくするにはそれだけの理由が必要だと考えている。なので、今日いろいろなことをお聞きいただいたが、もう一度持ち帰っていただき、ぜひ考えていただけたらと思っているが、いかがか。

委員：これは政治倫理に反するというのがベースで、その人に何の勧告をするか、どういう謝罪をさせるかということ。なので、政治倫理の義務に違反したという前提のもとで、どういった処罰を与えるかという、過半数、3分の2ということによろしいか。

- 委員：あくまでも議会内部でどういう判断を出すかということなので。
- 委員：今までは代表者会議で陳謝があったが、あれは何も決まっていなかったこと。今までのことでは。
- 委員：そのとおり。この条例が使われての判断ではないということ。
- 委員：わかった。できたら持ち帰らせてもらいたいと思う。
- 委員：ここはしっかりと考えていただきたいと思うので、基本的に、A案、B案は括弧ぐらいで、そしてC案ということで、もう一度考えていただきたいと思う。よろしく願います。説示等について、嚴重注意もどうかということがあったが、そのことはまた後ほどということにさせていただきます、過半数、3分の2の議論を決着させたいと思うので、持ち帰っていただきたいと思う。新6と書いてあるものだが、SNS等について賛成反対の意見は様々であるので、あえて賛成の意見の表明と例示する必要はないのではないか。その他の人権侵害行為を助長する行為というのに含まれているのではないかという意見、これを出していただいた。それに対して、このプロジェクト会議の発端、SNS上での賛意の表明というのがあったのではないかという意見もいただいたので、どちらの考え方をとられるかということで、各会派にお聞きしたところ。
- 委員：今、説明があった中身の、やはりB案。この会議の発端の部分も含めて、SNS上での意見表明というものが倫理的にどうなのかというところは問われる部分なわけなので、やはりSNSのところも考えたうえで文言は入れておくべきだというふうに思ってB案。そこで書かせていただいているが、SNSを含むことがわかるような表現で条文、もしくは逐条解説にそのことがわかるようにすべきではないかと思う。以上。
- 委員：A案で、今、説明いただいたとおりだが、この煽動や助長ということが、削ったとしても入るわけなので、それで読めるだろうということで、意見が分かれたり解釈が分かれたり難しいところの部分をあえて書いていくべきではないだろうということ。以上。
- 委員：この件についてはうちの会派として特段どちらでもという感じの意見であった。そもそも倫理の部分なので、どう規定するかというのはなかなか難しいなというのは正直感じているが、この項に関してはどちらでも思っている。以上。
- 委員：私どもはB案ということで、今回のプロジェクトの発端がどうであっ

たということ以前に、やはり今 SNS というものが非常に社会権を得て、今後さらにとりいう状況の中においては、やはりそこで政治倫理が問われるようなことに対する意思表示をするということも、我々は気をつけないといけないと思うので、そのあたりのところは、この条文のほうで今あるような人権侵害行為に対する賛成の意見の表明ということでよくわかると思うので、この辺りのところは、私は入れておくべきかと。確かに委員言っていたように煽動のここに入ってくると思うが、あえてこれからの社会を考えたときに、そういったことも現状として、これは三重県議会だけではなくて、社会的にいろいろ賛成の意を表することや、そういったことも問題になりつつあるのかなと、たまに目にすることもあるので、我々は政治倫理的に気をつけないといけないことの、今後大きくなっていく一つかと思うので、よりわかりやすくあって良いのではないかと思う。

委員：SNS については十分気をつけなくてはいけないことだという認識は共通認識として持たなければいけないと思う。ただ、この他の全体のバランスの中で詳しく書き込むというのを、本文と逐条とのバランスを全体でとっていかなければいけないとは思っていて、どこかで詳しく書くのはやめようというようなことも出ていたと思うが、この本文は書かなくてもいいと思うが、例えばそれを逐条や前文に、ここに至ったということ、前文にそういう記述がもしあるのであれば、この今回の改正に至るといふことの思いの中に、そういう形でも良いのではないかと思う。本文はこのままで、他で対応するという形はどうかと思う。

委員：B 案でお願いしたいと思う。人権侵害行為というのは、禁止をされているものであり違法であり、それに対して賛成とか反対とかという意見というのはあり得ないと思う。それから条例にあえて書き込むという点だが、それは条例というのはいろいろなその地域地域でカラーというのは出てくるかと思うが、県議会として人権侵害行為は絶対にいけないという、より強い意思表示を重ねてしていくということが大事ではないかと思うので、B 案でお願いしたいと思う。

委員：今、様々な意見を出していただいたが、質疑等あればお出しいただきたいと思うがいかがか。

委員：一点補足をさせていただく。この条例改正に入る一つ前として、各会

派が合意できる部分というのをまず話し合ったと思うが、我々の会派として、その時にこの部分で申し上げたのが、行為を禁止するという事は良いが、手段については条例本文に書くのではなくて、問わない、逐条解説でと。それはどんな手段、ネットであろうがリアルであろうが、やってはいけないことはいけないのだというようなことを申し上げたと思う。なので、SNS 云々というのはあくまでそれは手段の話なので、本文で私どもの意見である A 案であれば、煽動や助長ということがいけないのであって、それは SNS だろうが現実の場であろうが、いけないものはいけない。なので、例えば逐条解説で SNS ももちろん含むのだということは書いてもらっても良いと思うが、それは手段を問わないということで合意してこの条例改正の議論に入っているので、手段の部分について書くのではない。なので、SNS 云々も条文もしくは、と言っていたいているわけだが、その手段のところを今回条例の本文に書くということは、そもそも協議に入る前には合意はしていないということは確認したいと思う。以上。

委員：私も今少しこんがらがっているが、SNS という言葉を入れるわけではないということでは。本文のほうの第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明、これは賛同と言えるかもしれない、それがいけないと言っているのものであって、SNS という言葉は入れるとは、そういう議論ではないと思う。SNS という言葉を入れるのであれば、当会派も少し考え直さないといけなくなってくると思う。先ほど言ってもらった、リアルでも SNS 上でも、第三者が行った人権侵害行為に特定されることに対して、賛成や賛同をする行動をしたりすることは駄目ということなので、私は当たり前なことだと思っていた。SNS というのは、あくまでもこの B 案のここに、以前そういうのがあったということで、今回この本文をどうするかということには、SNS まで入れるという案ではないということが良いか。それを入れるということなのか、この B 案は。

委員：いや、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明というのは、恐らくそういうことも含まれるのであろう、なので、そのことを含んだうえでの賛否をお願いするということ。

委員：逐条解説に入れるのは良いと思う。ということで良いか。本文に入るか入らないかという話に今なりかけたかと思うので。

委員：条文もしくは逐条解説という言葉を入れさせていただいたので誤解を招いたかもしれないが、私たちも、条文に入れるべきだという話をしているのではない。賛成の意見の表明、その部分で、やはり言葉は大事ではないかと思った。そういう意味合いで、SNSのところは大事にしたいねという意味合いなので、条文に入れてくれということではなく、今言っていたように逐条解説なり何なりではやはり触れていくべきではないかと思っている。

委員：よく理解した。私は条文にまでは入れるものではないと思っていたので。

委員：よろしいか。第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明という書き方。これはもちろん SNS も含んでいる書き方で、これは表明行為なので、手段ではないと捉えて、ここに条文として書かせていただいたが、その捉えでよろしいか。

委員：前回説明させていただいたところ、もう一度申し上げる。賛成の意見の表明というのは、またこれが相当幅広いと申し上げた。例えば今回、差別解消条例の人権侵害行為の定義をそのまま持ってきているので、例えば国際問題も含むと差別解消条例の逐条解説には書いてある。なので、例えば今ロシアがウクライナに侵略をしているような話も、三重県の差別解消条例においては人権侵害に当たる。今ロシアがウクライナでやっていることは人の命に関わる問題なので、恐らく最大の人権侵害行為なのだろうと思う。しかしそのロシアがやっていることを、100%悪と正義に分けるわけには恐らくいなくて、アメリカの世界制覇、覇権の中で、ロシアの理屈というのは恐らくあるのだろうと思う。そうしたものを政治家の立場で議論したり、一部賛意を表明したりしたときに、そうするとウクライナに対する人権侵害の例えば加担になるのかなど、言論の自由に関わる部分が出てくるのではないかと。全ての物事をすっぱり割り切れるものなのだろうか。同じ賛成反対の意見でも一部賛成、半分賛成など、いろいろな段階があると思うが、そうした非常に難しい言論の自由との関わり合いがあるということを考えて、賛成の意見の表明というのは少し書き過ぎではないかと。なので、助長とか煽動とか、そういう言葉で十分足るのではないかと、いうことを前回申し上げた。その部分についての意見は変わっていないのでもう一度申し上げた。以上。

委員：この賛成の意見の表明がかかるのは、人権侵害行為に対して。人権侵害行為があったものに対する、なので、今のロシアの話はまた若干違うのかな、社会的にロシアがウクライナに侵略をしていっている、人権侵害しているというのは、多くの世界が見ている見方だと思うが、ロシアにはロシアの言い分もあるという中においては、それが人権侵害行為かどうかというのが、どこが決めるのか、私の中では難しくてわからないが、ここにあるこの人権侵害行為というのは、差別解消条例であったり、新型コロナのことであったり、我々の日常生活の中で、様々な人権侵害行為も身近にあるが、それが人権侵害行為と認められるものに対する賛成の表明、私もしゃべりながらわからなくなってきた。今の委員の言われたことも、そこまで考えていくと、確かに人によって考え方、人権侵害という人と人権侵害ではないという人がいて、最終的に人権侵害かどうかはわからないことに対して、賛成の意見の表明ということなのであれば、それは少しこれとは違うような気がする。なので、人権侵害行為に対する賛成の意見の表明なので、それがもう人権侵害行為と認められたものに対してという、私は条文上で見るとそういうふう感じたので、人権侵害行為の恐れのあるものに対してと書くのであれば、今のようなことも入ってくるのかなと思うが。その辺りをもう一回理解してみたいので、人権侵害行為の恐れというのと人権侵害行為という単語とは少し違うので、考え直させていただきたい。

委員：考えているとだんだん深みにはまっていくが、人権侵害と法と、法が人権侵害をしているものもある。大きく考えれば。死刑制度など。そこまで考えると、ということ。婚姻制度の問題など。そんな中で、そういうことを想定していないとは思いますが、例えば、この制度について賛成反対と言ったときに、死刑制度は死刑制度で法が裁くという、そういう法があり、そういうことが現状日本ではあるという中で、それに対して、皆意見を持っていて、賛否いろいろやり合いをするが。だから、考えれば考えるほど人権侵害行為をどういうふうにか考えるか。絶対ある、人権侵害というのは。侵害されるということが。戦争の話までいってしまったが、戦争となってお互い殺し殺されればそれぞれに大儀があったとしても、だからもうすごく難しいところになるので、そこら辺のところを、フワッとしたいほうが良いのかもしれないなどは

思った。ただ、今回これを作るようになった、改正するようになったことの経過とかそういうことはきちんと自分たちは認識をしなければいけないので、人権侵害行為または人権侵害行為を助長するよなということの中に、賛成の意見表明というのを逐条にしても逐条がまた文章が独り歩きするとかということになると、だからすごく複雑で、深みにはまっていく、この論議をしていくと。というふうに思っている。

委員：まず大事なことは、いろいろ意見はあるが、例えば伊賀市在住の同性カップルがどここの国の工作人員だとか、そういうものに意見というか、そういう人権侵害行為に対して、我々の議員が賛同を表明したということを引きとめなければいけないと、言っているところはそこなので、そういう人権侵害を助長する行為の被害を受けた側が現実にいるわけで、それをどうなくしていくかという立場に立たなければいけないと思う。条文のそれぞれの文章というのは、いろいろな解釈がそれぞれできるかと思うが、個々の条例の条文の解釈に迷ったときは、やはり前文、条例の前文に書いてある、我々の理念とか目的に書いてあるところに立ち返って、審査会の中で議論すれば良い話で、あまり万が一のような、天文学的な何か可能性を過剰に心配して、本来現実に起きている人権侵害を助長する行為を辞めさせることができないうようなことがあってはいけないのではないかと思う。なので、B案のままで、前文や目的のその趣旨というのをしっかり議論をして、この審査会の中で慎重に議論していくことが大事なのではないかと思うし、その辺りのことは逐条解説にも位置付けてやっていけば良いのではないかと思う。

委員：申し上げようと思っていたことは、責務のところ、議員は高い倫理的義務が課せられていることを自覚する。その言動が県民及び県政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならぬと、まず責務のところ、このことについては疑義をいただいていないので、責務のところを規定させていただいている。この条例はあくまでも、何度も申し上げるが、三重県議会議員の政治倫理に関する条例で、私たちが内部で、基本的にどのような判断をしていこうというものだとして捉えている。そのことに鑑みて、先ほどの第3条の2号の内容についてどうかということ、また持ち帰っていた

だいて、しっかり議論をいただきたいと思う。もちろん、このプロジェクトが立ち上がった経緯はいろいろあるが、そのことを別においてもなお、やはりこれからの社会情勢なり、今の状況を見たときに、それぞれ会派の中でどういう判断をされるかということ、もう一回議論いただきたいと思うがよろしいか。ここだけではなく、もう一回責務辺りに立ち返っていただいて、こういう書きぶりが良いか、こういう中身を入れたいか、あるいは本文に必要なか、逐条に書くか。その辺り様々な可能性について検討いただくと大変ありがたい。よろしくお願ひしたい。第6のところについて、よろしいか。では新7というところに進む。逐条解説第3条の政治倫理規準のところ、大変細かいことがたくさんあるのでどうかというような意見をいただいている。このことについてお願ひする。

委員：かなり細かすぎるというところもあり、いらぬのではないかという意見。

委員：いらぬということだが、たくさんあるので全部いらぬという話ではなくて、第2号のところは加筆すべきだという意見を加えてあるので、全てこのとおり我々は賛成だが、いらぬと言ってしまうと第2号の加筆ができなくなるので、そのところ少しわかりにくくなっているが、もう一度確認しつつ、ぜひ、最終的には総合判断なのだとして第2号のところは加筆していただきたいと思う。以上。

委員：前回もいただいていた、逐条第2号のところは余りにもそこだけ突出して多いのではないか。全体的なバランスも考えたときに、いかがかという意見もいただいております、細かいことは別にして、総合判断でというふうなことを書いていただいたらどうかという意見をいただいている。そのことについてはいかがか。

委員：おっしゃるように、第2号が長いかなというふうには思うので、そこは短くするような方向で残すということでも構わないと思う。ただ、あまり細かすぎる部分はいらぬという意見。

委員：会派としてこれはという意見は特にないが、少し細かすぎるということであれば、細かい部分については少し整理をしても良いのかなと思っている。

委員：今ほどのやりとりで、良い案を出していただけるのであれば、それに従いたいと思う。私も電車におけるマナーの違反など、何がいけなく

て何が良いのかというのが、公序良俗と言ってもなかなか難しいところもあったりするので、どこまで細かく書くのかというのは少し疑問があったので、皆さんのこの議論の中でまとめていただいたところに、私どもも賛成したいと思う。

委員：不要と思う。先ほど委員が目的をおっしゃった。目的に照らせば、これらを具体的に書けばもうきりが無い話の中に今これがあるわけだが、その一言に尽きると思うので、ここで、それこそ電車内におけるマナー違反であるとか、それはもう目的に書かれていることをそのままなので、あえて細かくする必要はないと思う。2号についても同じ。

委員：2号は全ていら無いということ。

委員：そのとおり。だからもう書かないなら書かないほうが良いと思う。

委員：特に何も書いていないが、電車におけるマナーなどは別にいら無いと思う。あとは全体の中で必要があることを、皆さんでまとめていったら良いかと思う。以上。

委員：ただ今出された意見について、質問等があればお出しいただきたい。

全員：意見なし。

委員：それでは、ここの第3条の逐条解説については、例えば電車内におけるマナー違反、これはもういら無いだろうというのは、皆さんからご同意いただいたということによろしいか。

全員：異議なし。

委員：それから2号についてはかなり長く書き込んであるので、これはもう少しまとめる形で、事務局において、もう少し短い文章に整理をして、提案をし直させていただきたいと思うがよろしいか。

全員：異議なし。

委員：それから4号、7号というふうに書いていただいている。削除する、あるいは短く残す、もう少し端的に書くという方向で、少しここの逐条全体について、事務局において書き直しをしてみたいと思う。また提示させていただくので、その方向でご理解願う。よろしいか。

全員：異議なし。

委員：では、審査会の設置のところ。第5条、審査会の設置について、逐条解説の中の最後4行。なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては云々というのがある。その手続きに何か瑕疵があった場合などということだけが書いてあるが、そうではないだろう、必ず価

価値判断が含まれるのではないだろうかというような意見をいただいている。なお、価値判断を含む場合は、議会運営委員会に諮りという表現、この諮りという言葉の中身と、それから議会運営委員会の議決により等に変える方が望ましいというふうに書かせていただいたが、少しこの辺りは事務局において、諮りと議決の違いを説明していただけるか。

事務局：議会運営委員会に諮りとある、これについては当初からの規定であるが、諮りという表現が、法規定上は、価値判断も含めたこと、可否を判断するという言葉に使うにあたっては、あまり望ましくないと聞いている。なので、今だと条文上は諮りになっているが、価値判断を持たずというふうに明確にここで決めていただいた場合には、諮りというよりも、議決と、採決をしていると、そういうことが明らかにわかるような言葉に変えたほうが望ましいのではないかと、そういったことで今ここに提案させていただいているところ。

委員：そのような理由で、諮りではなくて議決によりに変えてはどうかというふうに書かせていただいている。言われている手続き面だけではなくて、価値判断を含むということが、より明確に文章上も表現できるのではないかと考えたからである。このことに関してお願いしたい。

委員：その理由が必要となりますということで文章が終わったほうがわかりやすいのではないかと考えているので、4行分はもう削除していただいたほうが良いのではないかと思う。今、説明していただいたが、やはり議決という言葉等で、諮りということを変えたほうがわかりやすいのではないかと思う。以上。

委員：価値判断をするべきという意見なので、その部分の逐条解説を削除してもらおうと。少し書きぶりが私の意図と違うところがあるが、会派総会に諮ったときに、有識者の意見も聴けるようにしたらどうだというような意見が出たので、議運でその必要に応じて、有識者の意見を聴くことは別に妨げるものではないというようなところを、例えば逐条解説に入れていただいているかどうかという意図だった。本文の修正についてのところは、この時点では会派総会に諮っていないが、本日の会派総会で諮り直して、価値判断を行うという意見ならばこの議決によりというふうに修正してもらったほうが、よりそこは明確になるので望ましい変更ではないかという意見となった。以上。

委員：この項目についても、会派としての特段強い意見はない。議運の議決によりという修正についても、これも特段反対するものではない。以上。

委員：私どもは、ここにあまり問題意識がなかったもので、今議論しているのを聞かせていただいて、概ね皆さんの意見、今の段階で聞かせていただいていると、よく似ているのかなと思うので、それでよろしいのではないかと思う。以上。

委員：議会運営委員会で議決をすると明記するほうが良いと思う。よって4行は削除。

委員：冒頭の4行削除で、諮りを議決に改めるということで良いかと思う。

委員：まず、下4行削除ということについて異論はなかったと思うので、削除させていただき、議会運営委員会で価値判断も含めて設置の可否を論じていただくという意味も含め、諮りではなく、議会運営委員会の議決によりというふうに変えさせていただく。まずその2点はよろしいか。

全員：異議なし。

委員：そして、新たに有識者云々というところが出された。もう一度おっしゃっていただいてよろしいか。

委員：価値判断をする以上は、わからないことがあれば、制度はきちんと調べていないが、有識者の意見を聴きたい場合もあるのではないかと。その時には聴ける、議運に参考人招致とかどれぐらい過去に前例があるのかわからないが、価値判断をする以上は必要に応じて調査も必要なのではないだろうか。今、きちんと議決によりとしていただければ、あえて書く必要が今度なくなってくるのかもしれない。議決する以上は調査も必要なので、イメージとしてはそうした聴取、有識者の意見を聴くというようなことを妨げないということを経済解説なりに入れることで、より価値判断が明確化するのではないのかというような背景なのだが、もう今皆さん議決によりとしていただいたので、当然のことであれば特にこだわるところではないかと思うが。以上。

委員：わかった。特に事務局、何かあるか。

事務局：議会運営委員会においては、委員のおっしゃったように、委員会なので、参考人招致の規定を使っただけであれば可能かと考える。

委員：今のその議論、もともと議会運営委員会でというのに考え方が私は違

うが、この検討課題の、なお以下4行を削除することで良いと思うが、その上にある、特に政治倫理審査会を設置しない判断をする場合は、その理由が必要となるということなので、議会運営委員会は、その理由の説明責任があるということによろしいのか。

委員：そのように読み取れると考えている。

委員：ここは大事なのかなということ、先ほど言われた調査などをしっかりして、価値判断をしていかないと、説明も果たせないのだろうなと思った。

委員：では、8番についてよろしいか。

全員：異議なし。

委員：新9番。第6条のところで勧告の種類がイ、ロ、ハ、ニと四つ挙げているが、この軽重の順番を変えるべきではないかという意見をいただいた。出席を停止することというのは、役職辞任よりも重いのではないか、ある権利を停止するという考え方。イロハニという順番を変えてはどうかという意見。それから、B案については、勧告の軽重はその役職にもよるのではないか、そういう場合が考えられるかもしれないということを勘案して、勧告に軽重をつけず、文章化してはどうか、横並びで表記をするというような案を出させていただいた。このことについて、現段階でどのようにお考えか、聞かせていただきたい。

委員：イロハニの順番の部分で意見があったということで、今委員が言われたが、軽重の部分はどういうふうに考えていくかということだが、このイロハニの順番というのが本当に大事なのかどうなのかということもあって、やはり勧告によって軽重をつけず、提案のように、B案のように文章化していただくのが一番わかりやすいのではないかなと思っている。以上。

委員：どちらでも、申し上げた意図がきちんと反映されるのであればAでもBでも書き方にはこだわりがないということ。ただ、文章化したときにも順番というのが出てくるので、その順番をどう解釈するのかというのは出てくるかもしれないと思った。ただ、今先ほど話があったとおり、役職の種類によっても重い軽いがあるではないかということであれば、あまりこだわりすぎるところではないのかもしれないと思う。以上。

委員：A案、B案どちらでも良いと思っている。うちの会派としては、そも

そも審査会で勧告をするという行為自体が非常に重たいものだと考えているので。ただ、イロハニと順番に書いてしまうと順位がついてしまう、重い軽いがついてしまうので、その辺りは少し疑問を感じるので、あえて言うならばB案のほうがどちらかというの良いのかなと思う。

委員：うちの会派はこの6条の、最初にやらせていただいた過半数でやるのかどうかということに関わってくるのだが、全員協議会での陳謝が一番軽いということなのだろうと思う。先ほど来の過半数、あとは3分の2ということであれば、その軽重によって過半数や3分の2に分けるのであれば、私はきちんと順位を付けたほうが良いのかなと。ただ役職によって違うということかもしれないが、出席停止というのは役職辞任よりも重いというようなことも言われて、ああ確かに、出席停止だったらもう会議自体にも行けない、役職辞任だったら役職を解かれても参加するかしないかはまだ決められるということでは、6条のほうで勧告のときには、過半数3分の2というのを付けるのであれば、これが全て過半数だったら私は別に順番は全然問わないが、そことの関係があるかなと思った。以上。

委員：ケースバイケースというか、内容によって多少イロハニも変わってることがあるかもしれないと想像する。列挙したとしても、もちろん文字面の順番は出るが、文章化のほうがより良いのではないかと思う。

委員：B案が良いと思う。以上。

委員：事務局と正副座長でここを議論しているときに、勧告が一種類とは限らないかもしれないという話をした。まだ、過半数なのか3分の2なのかということは決定をしていないが、全員協議会における陳謝というのは、入口であろうと考えた。そうすると、全員協議会における陳謝をしたうえで、なお何かが科されるということは十分考えられることと思った。なので、ここにB案として文章が書いてあるが、これがそのまま生きるかどうかはまだ決定ではない。まず皆さんに、過半数3分の2という考えをこの中で決定をいただいて、その後、基本的に文章化をして表記ができれば、一番整理ができるのではないかなと思っているところ。委員が今、過半数なのか3分の2なのかということに従って、とおっしゃっていただいたが、そんなふうに考えられるのは当たり前なことだと思うので、まずその過半数、3分の2をきっち

りさせていただいたうえで、そこが決まれば、できるだけ文章化をして、運用する際に一番使いやすい形にしていけたらと思っているので、そのような方向でご理解いただければと思う。基本文章化で、しかし過半数3分の2の結果を見て、ここは考えるということにしたいと思う。事務局それでよろしいか。

事務局：はい。

委員：それでは、9番まで、これで皆様の議論をいただいたことになる。他に、何か全体を通して議論あればお願いしたい。

全員：意見なし。

委員：この後は、各会派に本日の議論を持ち帰っていただき、次の会議までに意見集約に向けて会派での検討をお願いしたいと思う。また、次こういうことについて明らかにしてくださいということは、皆様にお伝える。協議いただく事項は以上だが、他に何かないか。

全員：意見なし。

委員：なければ以上で第10回プロジェクト会議を終了する。